

平成23年第11回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

平成23年12月15日（木曜日）午前10時開議

議案上程（説明）

- 第 1 議案第 90号 財産の譲与について
- 第 2 議案第 91号 工事請負契約の一部変更について
- 第 3 議案第 92号 美郷町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 93号 美郷町湯とびあ雁の里温泉設置条例の全部改正について
- 第 5 議案第 94号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 95号 美郷町老人福祉センター雁が音苑設置条例の一部改正について
- 第 7 議案第 96号 美郷町道の駅雁の里農業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
について
- 第 8 議案第 97号 美郷町農業振興施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第 9 議案第 98号 指定管理者の指定について
- 第10 議案第 99号 指定管理者の指定について
- 第11 議案第100号 指定管理者の指定について
- 第12 議案第101号 指定管理者の指定について
- 第13 議案第102号 指定管理者の指定について
- 第14 議案第103号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第8号
- 第15 議案第104号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号
- 第16 議案第105号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号
- 第17 議案第106号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	7番	吉野久君
8番	福田守君	9番	泉美和子君
10番	泉繁夫君	11番	杉澤隆一君
12番	澁谷俊二君	13番	深澤均君
14番	戸澤勉君	15番	熊谷隆一君
16番	飛澤龍右エ門君	17番	深沢義一君
18番	高橋猛君		

欠席議員（1名）

6番 中村利昭君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
建設課長	照井智則君	会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君
農業委員会 会長	渡邊調君	農業委員会 事務局長	渋谷新一君
教育委員長	佐藤孝君	教育長	後松順之助君
教育次長兼 教育総務課長	須田喬君	教育施設課長	梅山正之君
生涯学習課長	小林宏和君	代表監査委員	久米力君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

6番中村利昭君から欠席の届け出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第90号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第90号 財産の譲与についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） おはようございます。

議案第90号について説明いたします。議案資料集の1ページから5ページに、普通財産譲与契約書（案）を記載しております。あわせてごらんいただきたいと思います。

美郷町千畑交流センターについては、平成22年11月8日に秋田おぼこ農業協同組合から施設譲渡の要望があり、今年5月16日付で建物の譲与及び土地の賃貸借について基本合意の上、覚書を締結しておりました。その後、これまでその詳細について協議をしてきたところでございます。このたび、その協議が整いまして、11月22日付で千畑交流センターをJA秋田おぼこ千畑支店として活用したいので、普通財産譲与の申し込みがあり、議案資料集1ページからの普通財産譲与契約書（案）により仮契約を承諾しているところでございます。

町としては、美郷町の地域経済の核となる農業経営の安定と所得向上を図りながら、地域の活性化が持続可能で、町民の参加が得られるよう、美郷町と秋田おぼこ農業協同組合が連携協力するというので、昨年11月に策定された美郷町交流センター譲渡に伴う活性化計画における基本目標の実現と地域農業振興の拠点施設として活用が図られることから、千畑交流センターを秋田おぼこ農業協同組合に無償で譲渡したく、議会の議決を求めるものでございます。

なお、敷地については賃貸借を予定してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第90号の説明が終わりました。

◎議案第91号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第91号 工事請負契約の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第91号について説明をいたします。議案資料集6ページに工事請負契約変更契約書（案）を掲載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

7月15日の第6回臨時議会において議決をいただき工事を進めておりました光ファイバー網敷設工事ですが、整備対象エリアについて既存の電線の延長により、調査設計費及び工事費を積算しておりましたが、それを効率的にカバーできるように見直しを行ったところ、ケーブル総延長の距離が110キロメートルから80キロメートルに変更になったことにより、契約金額が2億7,300万円から2億1,089万400円に6,210万9,600円の減額となったことにより、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第91号の説明が終わりました。

◎議案第92号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議案第92号 美郷町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 議案第92号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、本町におきましては、近年空き家状態になっている建物の老朽化による倒壊、資材の飛散等、危険排除の要請や相談がなされる事案が増加しております。また、平成22年度の豪雪時には、空き家等が積雪によって倒壊の危険が増し、さらに落雪による通行への被害など、危険排除の要請件数や相談も寄せられました。

今後、人口の減少や景気、社会情勢等により、さらに増加することが懸念されますが、空き家等につきましては、管理者が町内に所在していない場合などから、積極的な管理の意思が感じられないなど、近隣の住民も対応に苦慮することも多く、町では空き家に係る問題に対しまして積極的に取り組み、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止するため、空き家等の管理が適正に行われるよう必要な事項を定め提案するものでございます。

別紙12ページ、条例案をお願いいたします。

条例の内容ですが、第1条の目的は、空き家等が放置され危険な状態になることを防止することにより、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的としております。

第2条につきましては、第1項第1号に空き家等、第2号のアからウには危険な状態、第3号には所有者等の定義を掲げております。問題となる可能性の高い空き家等は、常時無人である建物、その他工作物及び敷地であります。また、空き地に雑草などが繁茂し放置されている状況も周囲の環境に害を及ぼしている場合が多いことから、これも条例の対象としております。所有者につきましては、民法上、空き家等の管理に責任を負うべき者の例を掲げております。

第3条の所有者等の責務については、本来民間の空き家等は町の権限の及ばない財産であり、管理に瑕疵があり他人に損害を与えた場合は賠償責任があります。この意味において、適正に管理を行う義務を負う者であり、これを明文化したものでございます。

第4条の空き家等の情報の提供につきましては、町民からの積極的な情報提供をお願いするもので、町の対策の出発点になるものと考えております。現在、空き家につきましては、自主防災組織や、設立していない場合は行政協力員に、12月下旬までに調査、情報提供をお願いしております。提供され次第、さらに詳細に調査いたしまして把握してまいりたいと考えております。

第5条の実態調査につきましては、情報提供などがあつた場合、空き家の有無、所有者、状態を調査するものでありますが、主に聞き取りや外見等を観察することにより行うものでございます。

第6条の助言、指導及び勧告、第7条の命令につきましては、調査等に基づき、危険な状態にある空き地等への必要な措置について定めたもので、所有者等に対し助言、指導を行い、助言や

指導に従わない場合は、必要な措置を講ずるよう勧告し、さらに勧告に従わない場合は命ずることができるとしております。

第8条の公表ですが、第7条による命令に従わない場合は、住所、氏名、空き家の所在、命令の内容等を公表することができることを定め、実効性を確保しようとするものでございます。公表の方法は、町のホームページや掲示板での公表となります。

第9条の代執行ですが、これはあくまでも管理責任は所有者にあるという考えでありますので、最終的な手段として法律に基づき代執行を行うことを定めたものでございます。また、空き家にあつて町が対策すべき危険な状態については、主に防災、防犯、防火などから、住民の生命等に重大な危険を及ぼすことが確実な場合としており、実施に当たっては調査委員会を設置し、状況調査、危険回避のためほかに方法がないと判断された場合のみ行うものでございます。

第10条の関係機関との連携では、必要に応じ関係機関と緊密な連携をとることができる旨定めたものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年1月1日より施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第92号の説明が終わりました。

◎議案第93号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第4、議案第93号 美郷町湯とびあ雁の里温泉設置条例の全部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木敬治君） 議案第93号 美郷町湯とびあ雁の里温泉設置条例の全部改正についてご説明いたします。

当温泉施設は現在、町直営で運営管理しておりますが、平成24年4月1日から運営管理を指定管理者に行わせたいために提案するものであります。

条例の各条項の概要につきましてご説明いたします。別紙16ページをごらん願います。

第1条は、目的及び設置。

第2条は、名称及び位置。

第3条は、実施する六つの事業。

第4条は、施設の概要。

第5条は、管理で、自治法の規定に基づき、指定管理者に行わせる旨を規定いたしております。

第6条は、指定管理者が行う四つの業務。

第7条は、指定管理を受けた者との間で交わす基本協定書の締結。協定書で定める事項についての規定であります。

18ページをごらん願います。

第8条は、休館日を原則として毎週月曜、12月29日から翌年1月3日までとしております。

第9条は、利用時間で、原則として午前9時から午後9時までとしております。

第10条から第12条までは、利用の承認、不承認、承認の取り消しについての規定であり、それぞれの条件や該当事例を列記しております。

第13条から第17条までは、利用料金の収入、決定、納入、減免並びに返還について規定いたしております。

第18条は、利用者の原状回復または損害賠償義務についての規定、次の20ページの第19条は委任規程であります。

別表第1及び別表第2は、本則の第14条で規定する多目的集会施設、健康センターの利用料金、利用料を議案記載のとおり定めたものであります。なお、金額につきましては、従前の規定内容と同一であります。

附則では、条例の施行期日を平成24年4月1日とし、それまでの間の経過措置を規定いたしております。

以上、議案第93号につきましてご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第93号の説明が終わりました。

◎議案第94号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第5、議案第94号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木敬治君） 議案第94号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

今般の一部改正は、千畑複合温泉のうち、サン・スポーツランド千畑のプール及びテニスコートが社会体育施設としての位置づけとなり、平成24年4月1日から管理運営を教育委員会に委任するための所要の改正が必要であり、ご提案するものであります。

一部改正の概要につきましてご説明いたします。別紙24ページと議案資料集7ページの新旧対照表をごらん願います。

従前は、サン・スポーツランドの施設を含めて温泉施設と定義しておりましたが、今般の改正では、サン・スポーツランドの施設を含めた全体の施設を複合温泉施設とし、サン・スポーツランドを除く部分を温泉施設と定義しております。

各改正条項につきましては、第1条、第2条、第3条並びに第4条については、「温泉施設」を「複合温泉施設」とするものであります。

第5条は、「温泉施設」を「サン・スポーツランド千畑」と「温泉施設」の二つに分けて具体的に定義したものであり、同条第2項では、サン・スポーツランド千畑の管理運営を教育委員会に委任する旨を規定しております。

第7条は、文言整理であります。

第8条、第9条は、それぞれ温泉施設の休館日、同じく利用時間について。

第10条から第12条までは、温泉の利用についての承認、不承認、承認の取り消しについての規定であります。

第13条から第17条までは、温泉施設の利用料金の収入、決定、納入、減免、返還についての規定であります。

第18条から第23条までは、サン・スポーツランド千畑について新たに規定するものであり、それぞれサン・スポーツランド千畑の休館日、使用時間、使用料の徴収、徴収時期、還付、免除についての規定であります。

別紙26ページ、議案資料集10ページをごらん願います。

第24条は、複合温泉施設の利用者の原状回復または損害賠償義務、第25条は委任規程であります。

別表1及び別表2は、サン・スポーツランド千畑関連部分の項の削除、別表3及び別表4は、

本則の第19条及び第20条で規定するサン・スポーツランド千畑の使用時間、同施設と備品の使用料について議案記載のとおり定めるものであります。

なお、別表4の温水プール使用料の大人10回券、1カ月定期券、子供1カ月定期券は、利用者のニーズを踏まえ、新たにこれを加えるものであります。それ以外の規定内容につきましては、従前と同様の内容であります。

附則では、条例の施行期日を平成24年4月1日とし、それまでの間の経過措置を規定いたしております。

以上、議案第94号につきましてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第94号の説明が終わりました。

◎議案第95号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第95号 美郷町老人福祉センター雁が音苑設置条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 議案第95号 美郷町老人福祉センター雁が音苑設置条例の一部改正についてご説明いたします。

議案につきましては29ページから31ページを、議案資料集につきましては13ページ及び14ページをお開き願います。

今回の条例改正につきましては、美郷町湯とびあ雁の里温泉施設が指定管理となることに伴い、同施設との複合型施設であります美郷町老人福祉センター雁が音苑につきましても、施設が一体であることにかんがみ、老人福祉センター部分に係る建物等の維持管理を一体的に行う必要があることから、所要の改正を行うとともに、同施設は、地域の高齢者を対象として、教養の向上やレクリエーション等の場を提供を行う老人福祉センターとしての機能、及び介護保険サービスの対象とならない高齢者に対するいわゆる生きがいデイサービスとしての機能を有しておりますが、その運営主体につきましては、国の設置運営要綱によりまして、地方公共団体または社会福祉法人となっておりますことから、事業の運営について社会福祉法人へ委託することができるよう、所要の改正を行うものであります。

具体的な改正条文につきましては、議案資料集13ページ、14ページによりご説明申し上げます。

今回、指定管理及び事業の委託を行うことにあわせ、条例の名称を変更し、第1条では、条例中の文言の統一を図るための修正を、第4条では、事業の委託に係る内容を、第5条から第7条及び資料集14ページの第14条では、指定管理を行うに当たりまして必要となる内容を加え、第16条では、社会福祉法人に事業を委託をした場合の読みかえ規定を追加し、以下、条ずれによる条番号の整理を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、附則において平成24年4月1日からとしております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第95号の説明が終わりました。

◎議案第96号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第7、議案第96号 美郷町道の駅雁の里農業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（深澤克太郎君） 議案第96号 美郷町道の駅雁の里農業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。

議案33ページ、34ページ、議案資料集15ページで説明いたします。

美郷町道の駅雁の里農業振興施設の設置及び管理に関する条例の第2条の表に、名称、美郷町農業振興施設、位置、美郷町金沢字下館125番地を加え、第4条の3号の次に、4号、美郷町農業振興施設、ア、加工所を加える内容の条例の一部改正であります。この施設は、曲がり家の西側にあり、農産物加工所として利用されている建物であります。

今回、条例の一部改正により、美郷町道の駅雁の里農業振興施設全部の一体的管理を行えることとなります。

なお、改正条例の施行日は、平成24年4月1日としております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第96号の説明が終わりました。

◎議案第97号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第8、議案第97号 美郷町農業振興施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（深澤克太郎君） 議案第97号 美郷町農業振興施設の設置及び管理に関する条例の廃止について説明いたします。

議案第96号で美郷町道の駅雁の里振興施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について提案し議決を求めたことにより、同条例の一部改正で美郷町道の駅雁の里農業振興施設との一体的な管理が行えるため、美郷町農業振興施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

なお、この条例の施行日は、平成24年4月1日としております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第97号の説明が終わりました。

◎議案第98号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第98号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（深澤克太郎君） 議案第98号 指定管理者の指定について説明いたします。

平成23年11月17日に、株式会社雁の里せんなんより、美郷町産地形成促進施設、美郷町農林水産物直売食材供給施設、美郷町野菜直売施設、美郷町農業振興施設について、指定管理者の指定を受けたい旨申請がありました。

12月5日に美郷町指定管理者選定委員会を開催し、同社が候補者として適当と認められましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

よろしく願いします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第98号の説明が終わりました。

◎議案第99号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第99号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（深澤克太郎君） 議案第99号 指定管理者の指定について説明いたします。

平成23年11月11日に、六郷まちづくり株式会社より、美郷町手づくり工房湧子ちゃんについて指定管理者の指定を受けたい旨申請がありました。

12月5日に美郷町指定管理者選定委員会を開催し、同社が候補者として適当と認められましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第99号の説明が終わりました。

◎議案第100号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第100号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（深澤克太郎君） 議案第100号 指定管理者の指定について説明いたします。

平成23年11月11日に、六郷まちづくり株式会社より、美郷町ニテコ名水庵について指定管理者の指定を受けたい旨申請がありました。

12月5日に美郷町指定管理者選定委員会を開催し、同社が候補者として適当と認められましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第100号の説明が終わりました。

◎議案第101号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第101号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（深澤克太郎君） 議案第101号 指定管理者の指定について説明いたします。

平成23年11月18日に、美郷町あったか山直売所運営者会より、美郷町あったか山直売所について指定管理者の指定を受けたい旨申請がありました。

12月5日に美郷町指定管理者選定委員会を開催し、同社が候補者として適当と認められましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第101号の説明が終わりました。

◎議案第102号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第102号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林宏和君） 議案第102号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

トレーニングセンターみさとにつきまして、平成23年11月25日、財団法人美郷町スポーツ振興事業団より指定管理者の指定申請がございました。

12月5日に美郷町指定管理者選定委員会を開催し、同財団が候補者として適当と認められましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

よろしく願いします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第102号の説明が終わりました。

◎議案第103号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第103号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第8号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長(高橋 薫君) 議案第103号 平成23年度一般会計補正予算第8号について説明します。今回の補正内容は、8,251万4,000円を追加するものであります。

54ページ、第2表繰越明許費から順次説明してまいります。

第2表繰越明許費補正でございます。11款2項公共土木施設災害復旧費の真昼岳線道路災害復旧事業の追加です。6月23日から24日にかけての豪雨により、町道真昼岳線の法面等に3カ所被害が発生しました。9月1日に国の被害調査が入り、ほぼ災害復旧事業として認められましたので、今回補正予算計上しておりますが、降雪期間に入り、現地までの降雪路線確保が困難なことから、年度内に事業完了が見込めないため、繰越明許費とするものでございます。

次のページ、第3表地方債補正ですが、災害復旧事業債を追加するもので、限度額を700万円として補正するものです。内容は先ほど説明しました真昼岳線道路災害復旧事業に係る起債でございます。

次に歳入を説明いたします。58ページをお願いします。

9款地方交付税の普通交付税ですが、補正財源として今回補正しております。

○福祉保健課長(前田忠秋君) 13款1項1目2節障害者自立支援給付費負担金は、利用者の増に伴う国負担分の増額です。

○建設課長(照井智則君) 同じく3目1節公共土木施設災害復旧費は、6月24日の集中豪雨による町道真昼岳線3カ所の災害復旧工事のための国庫負担金で、負担割合は3分の2となっておりますが、24年度への繰越明許としてございます。以上です。

○福祉保健課長(前田忠秋君) 続きまして、2項2目2節は国庫補助制度の整備統合による組み替え及び組み替えに伴い一部メニューにつきまして、補助率が10分の10から2分の1に変更となったことによる減額であります。

14款1項1目1節保険基盤安定負担金は、負担金額の決定による増額であります。2節障害者自立支援給付費負担金は、先ほどの国庫補助金と同様、利用者の増に伴う県負担分の増額であります。

○税務課長(小原隆昇君) 2目1節総務費負担金ですが、年金型生命保険に係る町県民税の過徴収分のうち、5年を超えるものの還付金相当額について、県から交付される県民税分でございます。

す。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 2項1目1節の市町村地震防災対策緊急交付金ですが、これは東日本大震災を踏まえ、市町村の地域防災対策の充実を図ることを目的とする県の補助金で、本町では震災後購入いたしました発電機等が対象となっております。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 次の2目2節秋田くらしの安心サポート推進事業補助金は、県の基金事業として補助率10分の10による地域支え合い体制づくり事業のメニューに追加されたものであります。対象は自治会やボランティア団体の活動を支援するために、貸し出し等を行うことを目的とした備品購入に要する費用の補助であります。

続きまして、3節子どもの駅設置事業費補助金は、同じく県の補助事業であり、子育て支援としておむつ交換台、ベビーキープ、授乳スペースのうち、二つ以上を設置している施設を子どもの駅として認定するものであり、これら設備を導入する費用を1施設200万円を上限として補助するものであります。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく5目農林水産業費県補助金、5節林業費補助金であります。県から当初秋田県未利用広葉樹資源活用事業の当初枠は単年度5ヘクタールまでという要綱が示されておりました。県で要望面積を実施したところ、要望面積が全県で少なかったということもありまして、上限の5ヘクタールを撤廃するという要綱改正がありました。このことから、町では12.9ヘクタールの計画どおりの補助金が交付される見込みであり、7.9ヘクタール分の増額補正であります。

○生涯学習課長（小林宏和君） 次の7目3節学校支援地域本部事業補助金であります。みさぼーと職員の人件費に対する補助額が確定したもので、認定額の3分の2となっております。

○企画財政課長（高橋 薫君） 3項1目4節統計調査費委託金ですが、経済政策委託額の決定による減額でございます。

○総務課長（小原正彦君） 同じく5節秋田県議会議員一般選挙費委託金は委託金の確定による減額でございます。次の6節から60ページ、8目1節までの各費目ごとの権限移譲推進交付金は、今年度県からの権限移譲の推進交付金の額が確定したことによる補正でございます。今年度の権限移譲の件数は82の事務事業について移譲を受けており、交付金の総額は396万7,000円になります。なお、権限移譲率は89.5%となっております。

○企画財政課長（高橋 薫君） 15款1項1目1節の光ファイバー芯線等貸付収入ですが、金沢西根地区、飯詰地区で実施している光ファイバー網の敷設工事が1月中に完了し、光ブロードバン

ドサービスの提供を町から通信事業者へ光ファイバー網を貸し付けし、維持管理を委託するというIRU方式で実施いたします。貸し付け料の算定については、光ファイバー等に係る年間の維持管理経費を基礎として積算することで、通信事業者と協議しておるところでございます。今回、維持管理費である光ファイバー保守料、通信施設利用料、管路使用料、電柱への共架料、災害の保険料の合計額は、おおむね年間640万円程度となることから、年間の貸し付け料についても同額程度と算定し、今回サービスの開始予定である1月6日より年度末までの日割り計算にて積算した額を貸し付け料として補正するものでございます。

次に、16款1項2目1節の指定寄附金のふるさと美郷応援寄附金ですが、9月補正以降の12件の寄附があり、補正するものでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 19款5項5目1節の雑入でございますが、全国名水サミット開催費分担金、これは県分担金及び国土緑化機構からの補助金であります。当初町を經由しサミット開催の実施主体であります全国水環境保全市町村連絡協議会に補助することとしておりましたが、直接協議会に入金されることになったため、減額をお願いするものでございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 4目過年度収入につきまして、4目1節であります。後期高齢者市町村負担精算金は、22年度の療養給付費負担金の精算に伴いまして、負担金額が確定したことによるものであります。

○企画財政課長（高橋 薫君） 20款町債です。1項9目1節の補助災害復旧事業債ですが、真昼岳線道路災害復旧事業に係る起債でございます。

○総務課長（小原正彦君） 次に、62ページ、歳出でございます。

2款1項1目13節の職員健康診断委託料は、緊急雇用等により臨時職員の受診者が増加したことにより追加をお願いするものでございます。5目15節南行政センター自動火災報知設備改修工事ですが、火災報知設備にふぐあいが生じ、現在の火災報知設備は製造後29年経過していることから、部品等の調達がならず全面的に取りかえ工事を実施したくお願いするものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 7目電子計算費ですが、13節、14節は光ファイバー網敷設工事期間中に係る附帯経費の減額と、歳入でも説明しましたが、工事終了後のIRU契約における光ファイバー等の今年度における維持管理の経費を補正するものでございます。13節は光ファイバーの保守委託料でございます。14節の施設使用料は通信事業者の接続施設との地下管路使用料ですが、工事施工当初より使用料が発生することで予算措置しておりましたが、接続施設使用料については、工事完了後、管路使用料については12月1日より使用料が発生となったことによる減額

であります。電柱使用料は、東北電力とNTT電柱の共架料であります。光ケーブルの総延長が減となったことにより、共架電柱数が減ったことによる減額でございます。15節の電気通信工事ですが、千畑交流センター譲渡に伴うイントラネット用光ケーブル撤去工事と、一丈木地区電力柱交換に伴うイントラネット用光ケーブル移転工事であります。

○**税務課長（小原隆昇君）** 2項2目賦課徴収費につきましては、4節及び7節におきまして、申告相談期における事務補助員1名をお願いいたしたく計上しております。19節につきましては、年金型生命保険に係る町県民税の過徴収分につきましては、10年分をお返しすることにいたしておりますが、このうち5年を超える分につきましては計上いたしております。なお、5年以内の分につきましては、既に還付を終えてございます。

○**住民生活課長（鈴木 隆君）** 3項1目は財源の組み替えによるものでございます。

○**総務課長（小原正彦君）** 4項3目も委託金の確定による財源の組み替えでございます。

○**企画財政課長（高橋 薫君）** 5項2目基幹統計費ですが、経済センサスの県委託金が決定したことにより、財源に合わせ支出項目を調整したものでございます。

○**福祉保健課長（前田忠秋君）** 3款1項1目は、県からの権限移譲交付金の額が確定したことに伴う財源内訳を変更するものでございます。

次に、2目20節は障害者自立支援法に基づきますサービス利用者の増によるものであります。

23節国庫負担金返還金は、平成22年度の精算により額が確定したことによるものであります。

続きまして、64ページをお開きください。

3目は歳入でご説明いたしました県の基金事業による歳出分を計上してありまして、除雪機や発電機、自動車等の備品購入を予定しております。11節は備品に張る表示シールを、12節は自動車購入に伴う諸費用及び自賠責保険料、18節は除雪機等を初めといたしました秋田くらしの安心サポート推進事業備品購入に要する費用、27節は自動車購入に伴う自動車重量税であります。

4目25節返還金は、平成22年度高額介護合算療養費の精算に伴いまして、福祉医療費補助金を県へ返還するものであります。28節後期高齢者医療特別会計繰出金は保険基盤安定負担金の決定によるものであります。

続きまして、2項1目は歳入予算13款2項2目2節でご説明いたしました国庫補助制度の整理統合による組み替えによりまして、子育て支援ガイドの作成部分について、補助率が10分の10から2分の1に変更されたことに伴う財源構成の変更であります。

○**企画財政課長（高橋 薫君）** 2項4目は、財源組み替えによりまして補正するものでございま

す。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きまして、5目15節であります。おむつ交換台等設置工事は、歳入予算でご説明申し上げました子どもの駅設置事業に係りますおむつ交換台やベビーキープ等の設備の購入、設置に要する費用であります。

続きまして、4款1項1目4節及び7節は、平成24年1月より産休に入る保健師1名にかわります臨時職員に要する費用であります。11節は保健センターに係る車両の燃料が不足する見込みでありまして、増額をお願いするものであります。対象台数は3台であります。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 同じく3目は、権限移譲交付金によります財源の組み替えでございます。4目19節の全国名水サミット開催事業補助金ですが、歳入で減額いたしました300万円と、町から補助金120万円支出する予定でございましたが、サミット開催費の経費縮減を図ったところ、119万9,000円の支出不用となったことから、合わせて419万9,000円を減額するものでございます。

○建設課長（照井智則君） 同じく3項1目19節浄水施設改修補助金は、長面簡易水道組合の水道施設の水質改善のための機械器具の修繕、ろ過材の更新に要する経費を助成するもので、補助率80%で計上しております。水質検査補助金は長面簡易水道組合の水質変化に伴う浄水の水質検査3回分の補助金でございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 5款1項2目雇用対策費13節委託料ですが、統合中学校への移動物品を詳細に仕分けした結果、移動する物品の数量が増加しましたことから、移動費用の追加をお願いするものでございます。

○農業委員会事務局長（渋谷新一君） 次に、6款1項1目農業委員会費ですが、歳入で報告いたしました。農地権利移動の許可、農地転用許可、賃借解約の許可の経費に要した減額でございます。それで、減額いたします。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく6款1項2目農業総務費3節職員手当等であります。市町村森林整備計画策定並びに農業経営基盤強化基本方針策定の業務が新たに年度末までふえたことによります職員の時間外勤務手当の増額であります。3目、8目については、県の農林水産業費権限移譲交付金の確定による財源の組み替えであります。

66ページをお願いいたします。

1目林業費19節負担金及び交付金ですが、歳入14款2項5目の農林水産業費県補助金5節林業費補助金で説明いたしました。秋田県未利用広葉樹資源活用支援事業の実施要綱の一部

改正により、事業の5ヘクタールの上限面積が撤廃されたことにより、黒沢大平地区の山林12.9ヘクタール全部分が補助対象となることから、増額するものであります。

また、財源内訳の一般財源マイナス1,000円、国庫支出金の支援の増につきましては、県の権限移譲交付金の確定によるものであります。以上です。

○副町長（佐々木敬治君） 7款1項1目商工総務費は、権限移譲交付金確定による財源組み替えです。

同じく2目商工振興費19節負担金補助及び交付金は、空き店舗対策事業費補助金で、本年10月1日から空き店舗に入居した2事業者に対して、賃借料6カ月分の2分の1を補助しようとするものであります。また、事業所連携活性化事業費補助金は、町内26店舗で構成される組織の連携事業に対して補助しようとするもので、29万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

同じく3目観光費11節需用費は、町内8カ所の公衆トイレの電力料金に不足を来すことが見込まれるため、20万円の増額補正をお願いするものであります。

同じく19節負担金補助及び交付金は、これまで4月に実施されてきました歌と踊りのフェスティバルを24年3月に実施するために補正をお願いするものであります。

4目温泉施設費11節需用費は、千畑複合温泉サンアールの非常灯バッテリー8基の交換経費、15節工事請負費は、同施設のイントラネット配線工事と、11月27日に故障が発生した仙南温泉1号水井戸ポンプ入れかえ工事に要する経費、合わせて137万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

○議長（高橋 猛君） 説明途中でありますが、ここで10分間休憩します。

（午前11時00分）

（午前11時10分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの農業委員会事務局長の説明の中で訂正があるということですので、発言を許可します。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渋谷新一君） 65ページの6款1項1目農業委員会費の中で説明が間違っておりますので、訂正しておわび申し上げます。

財源の組み替えによるものでございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、8款土木費の説明を続けてもらいます。

○建設課長（照井智則君） 66ページ、67ページをお願いいたします。

8款2項1目道路橋梁総務費は、権限移譲に伴う財源の組み替えでございます。

2目11節修繕料は、今後町道の修繕費に不足が見込まれるため、補正をお願いするものでございます。

12節、18節は、秋田県から7トンの除雪トラック1台の払い下げを受けて、来年1月上旬に南除雪センターに配置したく、12節は除雪トラックの登録に要する経費、18節は購入に要する経費の補正をお願いするものでございます。

13節仙南地区揚水ポンプ管理委託料は、町道に設置してある消雪施設を地元の管理団体に委託するための経費で、仙南地区の釜蓋地内、石町地内、糠渕地内の3路線の冬期間の消雪に係る電気料の4カ月分の補正をお願いするものでございます。

19節道路側溝敷設補助金は、大石地区の管理団体が施工する町道大石外川原線の沿線375メートルの路肩に側溝を設置するに当たり、事業主体となっている施工団体に対し、事業費の10%を補助するための経費の補正をお願いするものでございます。

3目3節は、職員手当は今後、道路新設改良の時間外勤務手当に不足が見込まれるため、補正をお願いするものでございます。

次に、6項1目11節の修繕費は、公営住宅189戸の修繕料に不足を来すおそれがあり、補正をお願いするものでございます。

19節は住宅リフォーム緊急支援事業の申請者が11月末で115件となり、今後の補助金交付に不足を来すため、20件分の補正をお願いするものでございます。以上です。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 9款1項2目は、権限移譲交付金に伴う財源の組み替えでございます。

同じく3目11節の修繕費ですが、小型ポンプ3台と消火栓の漏水4カ所の修繕費の増額をお願いするものでございます。

同じく5目は、市町村地震防災対策緊急交付金によります財源の組み替えによるものでございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 続きまして、68ページ、10款教育費1項1目10節交際費でございますが、学校等に伴う記念行事等がふえたことによります増でございます。

2目8節報償費ですが、来年1月12日に教育委員会と美郷町教育を考える会で、防災教育にかかわり釜石市の奇跡で有名な釜石市から講師を招いて講演会を開きたく、それに伴う講師謝礼金

でございます。

9節旅費ですが、今後美郷中を中心としまして、大田区との教育の交流のあり方、向こうから修学旅行の受け入れをお願いするための協議に伴う旅費でございます。

11節需用費ですが、教育委員会で今年度策定しました美郷町家庭教育10カ条を平成24年度カレンダーとして子供のいる全家庭に配布したいと考えまして、その印刷製本費でございます。また、学校統合に伴う在校生生徒用の新しい名札と、統合中学校用の封筒代でございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 3目教育助成費9施設の需用費の光熱水費です。六郷地区鑓田地内のみさとマークに隣接しますスクールバス車庫の水道、みさとマークの建屋から引き込みをしておりましたが、譲渡により現在利用できない状況になっております。このたび簡易水道敷設工事が完成いたしまして供用できることになりましたので、接続させていただき、洗車等に使用される水道使用料をお願いするものでございます。

次の修繕費でございます。六郷東根地区運行のスクールバスの安全性をより高めるためのヘッドレストシート交換に要する経費をお願いするものでございます。なお、実施時期につきましては、受注生産により発注も1カ月半を要するというのでございますので、作業は冬休み期間の取りかえには間に合いませんので、春休みになる見込みでございます。

12節役務費ですが、シート取りかえによる車検の登録手数料と自賠責保険料でございます。

15節工事請負費は、11節使用料でご説明をさせていただきましたスクールバス車庫の水道接続工事でございます。

19節負担金補助及び交付金は、15節の水道接続に伴う加入分担金でございます。

27節公課費の自動車重量税は、12節と同じく、スクールバスの車検によるものでございます。

以上でございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 3項1目11節需用費及び18節備品購入費でございますが、中学校の学習指導要領改訂に伴う教師用教科書及び指導書並びに教材でございます。

19節負担金補助及び交付金補助ですが、各校上位大会への出場機会が多かったため、今後の参加を見越して増額補助するものでございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 次のページをごらんください。

4項1目幼稚園費の11節需用費修繕料ですが、千畑保育園の弁モーターのふぐあいによりまして、パネル暖房の温水が自動で適温とならないため、交換をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（小林宏和君） 続きまして、5項1目ですが、県交付金の確定に伴う財源の組み

替えであります。

2目専用消耗品ですが、図書館の本棚からの本落下を防止するための滑りどめシートの購入費であります。

3目につきましても、県交付金確定に伴う財源の組み替えでございます。

4目13節運搬業務委託料でございます。これにつきましては、千畑交流センターの備品関係の搬出経費の補正でございます。

18節防犯カメラの購入でございますが、12月1日から公民館2階の図書室を学習室として開放してございます。利用者の安全・安心を確保するためカメラを設置したく補正するものでございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 6項3目学校給食費11節の修繕料でございますが、北給食センターに今後の不測の修繕に対応するための経費に不足が生じていますことから、補正をお願いするものでございます。管理用消耗品ですが、中学校統合により南給食センターの給食の供給数が220食ほど増加になりますことから、食器かごや食缶等を用意するためお願いするものでございます。

15節工事請負費でございますが、こちらも中学校統合に関連したものでございます。あらかじめふえる分の食器数量で食器洗浄に対応できるかテストをしたところ、時間内にすべての食器洗浄に要する水の確保ができない状況が確認されましたので、受水槽の追加設置をお願いするものでございます。

18節備品購入費も同じく中学校統合関連ですが、北と南の給食センターの輸送コンテナの規格が異なり、転用することができませんので、南給食センター配送車のサイズに適合した輸送用コンテナ4基と、給食数の増加に伴うざる置き台、米飯用容器の運搬車等の購入をお願いするものでございます。以上です。

○建設課長（照井智則君） 70ページをお願いいたします。

11款2項1目11節、15節は、ことしの6月24日の集中豪雨による町道真昼岳線で被災した3カ所の災害復旧工事に要する経費で、全額24年度への繰り越しとしておりますが、工事発注は平成24年5月以降を予定してございます。以上です。

○企画財政課長（高橋 薫君） 13款2項1目基金費ですが、ふるさと美郷応援寄附金の原資として、ふるさと美郷子ども育成基金へ積み立てるものでございます。

14款予備費ですが、現在の予備費残額が261万5,000円しかなく、今後の緊急を要する予算外の

支出や予算超過があった場合に対応するため、補正をお願いするものでございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第103号の説明が終わりました。

◎議案第104号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第15、議案第104号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 議案第104号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号につきましてご説明いたします。議案79ページをお開き願います。

歳出であります。

2款2項2目19節は、退職者分に係る高額療養費の増に伴い600万円を増額するものであります。

11款1項1目及び4目につきましては、一般会計の徴税费と同様年金型生命保険に起因する課税額を還付するものであります。

19節負担金補助及び交付金では6件分を、23節では2件分を、24目23節では2件分を計上してございます。

12款1項1目予備費は、これまでご説明いたしました支出の増に充てるため794万2,000円を減額するものであります。

国民健康保険特別会計の補正は、以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第104号の説明が終わりました。

◎議案第105号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第16、議案第105号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第105号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号についてご説明いたします。85ページをお願いいたします。

歳出。1款2項1目11節の燃料費は、町の簡易水道施設4カ所に災害対応のため新たに設置した自家発電機の燃料購入費の補正をお願いするものでございます。修繕費は、簡易水道施設や漏水復旧などの修繕費に今後不足が見込まれることから補正をお願いするものでございます。

13節の計装設備通常点検業務委託及び膜ろ過設備委託料は、事業費の精査によるものでございます。電気設備保安保守点検委託料は、町の簡易水道施設4カ所にことし新たに設置した自家発電機に係る保守点検のための経費で、4カ月分の委託費の補正をお願いするものでございます。

3款1項1目は、これらの財源とするため予備費を減額するものでございます。

以上です。終わります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第105号の説明が終わりました。

◎議案第106号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第17、議案第106号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 議案第106号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号につきましてご説明いたします。議案93ページをごらんください。

歳入であります。3款1項2目1節は、保険料軽減対象者数の確定に伴いまして、保険基盤安定繰入金を一般会計より繰り入れるものであります。

続きまして、94ページをお開き願います。

歳出であります。2款1項1目19節は、歳入で繰り入れをした額と同額を後期高齢者医療広域連合へ納付金として支出するものであります。

後期高齢者医療特別会計の補正は以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第106号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす、午前10時、本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時27分）

